

# 札幌市電オフピークプロモーション業務 企画競争提案説明書

令和 8 年度一般財団法人札幌市交通事業振興公社告示第 14 号に基づく企画競争については、この提案説明書によるものとする。

## 1 告示日

令和 8 年 4 月 30 日（木）

## 2 契約担当

〒060-8614 札幌市中央区大通西 5 丁目 地下鉄大通駅西側コンコース内  
一般財団法人札幌市交通事業振興公社 総務課法務・コンプライアンス係  
電話 011-251-0821 FAX011-251-0829

## 3 企画競争に付する事項

(1) 件名 札幌市電オフピークプロモーション業務

(2) 目的及び内容等

別紙「仕様書」のとおり

※ なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、今後企画提案の内容や協議により変更する可能性がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(4) 予算額（事業規模）

3,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く）を上限額とする。

上記予算額は、あくまで事業規模を示したもので、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 4 企画競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 8 年度～令和 11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。

## 5 提出書類について

別紙「仕様書」に基づき以下の書類を提出すること

### (1) 企画書

(ア) 正本（1部）、副本（8部）※A4サイズ、ホチキスなし

(イ) 正本にのみ提案事業者の名称を記載し、副本には提案事業者を特定可能な情報の記載は行わないこと

※会社名については「弊社」又は「◎◎社」、氏名については「■■」といった表現で記載すること。

### (2) 見積書

1部（税抜き）

※別添の様式を使用すること。

※見積書に記載する日付は、企画書の提出日とすること。

※見積書を提出する際は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「札幌市電オフピークプロモーション業務 見積書在中」の旨記載すること。

### (3) 提出期限

令和8年5月22日（金） 11時00分

### (4) 提出場所

一般財団法人札幌市交通事業振興公社 総務企画部事務所

札幌市中央区大通西5丁目

地下鉄大通駅西側コンコース内

## 6 提案書類の提出にあたっての留意事項

(1) 提案は執行体制、実施方法概要、業務スケジュール、費用について示し、簡潔明瞭に作成すること。

(2) 提案書類の提出は、1者につき1案までとする。

(3) 提出後の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

(4) 提案書類の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案書類の提出後、契約候補者選定の作業にあたり、補足資料を求めることがある。

(6) 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、予算額の範囲内で実施できるものとみなす。

## 7 契約候補者の選定方法

### (1) 審査

(ア) 提案書類のプレゼンテーション審査及びヒアリング審査を実施し、1者を選定する。

(イ) 開催日時（予定）

令和8年5月27日（水） 総務企画部会議室

※時間については、審査対象者に対し別途通知する

(ウ) 審査にあたっての留意事項

- a プレゼンテーションの際に使用する資料等は、上記6に基づき提出された提案書類のみとする。
- b 出席者は3名までとし、そのうちの1名は業務履行終了までの間の連絡調整担当又は予定総括責任者とする。
- c 1提案者あたり20分（準備・説明15分＋質疑応答5分）とし、順次提案者個々に行う。
- d 審査にあたっては、資料等を含め提案者名の商号等を伏せて行いますので、留意願います。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) 評価方法・最低基準点

当公社職員等6名からなる本企画競争に係る実施委員会の実施委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割とし、最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。

(4) 採点が同点の場合の取扱い

同点の事業者が2者以上あった場合には、実施委員で協議のうえ選定する。

(5) 参加者が1者であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(6) 一次審査（書類審査）

提案書類の審査事務を円滑に進める目的から、上記(1)の審査前段において、有効な提案書類をもとに審査し、上位と評価された者5名を選定する。ただし、審査対象者が5名以下にあっては、一次審査を省略する。

一次審査の結果、選定されなかった者に対しては、その旨を別途書面により通知する。

(7) 選定結果の通知

上記(1)～(6)に基づき契約候補者を決定したときは、速やかに提案者全員に対し、その結果を書面により通知する。

8 提案書類の取扱い

(1) 提出された提案書類は、本企画競争における契約候補者の選定作業のほか、契約手続及び業務履行の際の確認作業(随意契約の相手方のものに限る。)以外の目的では使用しない。

(2) 提案に関する評価結果を除き、提出された提案書類その他本企画競争の実施に

伴い提出された書類については、公表しないものとする。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画案の著作権は各提案者に帰属するが、契約候補者と当公社が契約を締結した時点で、契約候補者の企画案の著作権は当公社に移譲されるものとする。

イ 当公社が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を当公社が利用(必要な改変を含む。)することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、当公社に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 契約手続き

上記7に基づき契約候補者を決定したときは、一般財団法人札幌市交通事業振興公社契約規程及び事務処理要綱に基づき、随意契約の手続きを次のとおり行う。

(1) 契約候補者との協議

本企画競争に係る役務の調達に関する詳細(業務仕様書の策定等)について協議を行う。なお、協議によっては、採用した提案内容のうち評価対象項目以外で企画競争の実質を損なわない範囲において、提案内容を変更することがある。

(2) 契約の締結

5(2)で提出された見積書が、別途定める予定価格(契約金額の上限額)の制限の範囲内の金額であったときに、所定の手続きを経たうえで契約書を取り交わす。

(3) 契約書案

別添参照

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額(免除規定を適用する場合有り)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 異議の申立て

提案者は、提案後、図面、設計図書、仕様概要及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない